

当診療所における施設基準等に関する掲示

当診療所においては、令和 8(2026)年 6 月の診療報酬改定および関連法令、規則・基準等に基づいて定められている保険医療機関の書面掲示事項について、診療所内およびウェブサイト以下に以下の内容で掲載を行っています（療養担当規則第 2 条の 6 など）。

「基本診療料関連の施設基準等」

1. 電子的歯科診療情報連携体制整備加算（旧・医療情報取得加算、医療 DX 推進体制整備加算）

当診療所は、電子的歯科診療情報連携体制整備加算の設置基準を満たしています。

- ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入しています。また医療 DX、サイバーセキュリティ対策に取り組んでいます。
- ・診療の透明性を高めるため、すべての患者さまに診療報酬の算定項目が記載された診療明細書を無償で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し付けください。

「特掲診療料の施設基準等」

2. 口腔機能実地指導料（旧・口腔機能指導加算）

当診療所は口腔管理体制強化加算の施設基準を満たしています。

- ・口腔機能発達不全症・口腔機能低下症の実地指導に関する研修を受けた歯科衛生士が在籍しています。

3. 歯科技工所ベースアップ支援料

当診療所は、外部歯科技工所に補綴物等を委託しています。

- ・歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金改善を目的に設置基準を満たす連携、共同確認の運用、カルテや技工依頼書への記録等の取組を行っています。

4. 口腔管理体制強化加算

当診療所は、口腔管理体制強化加算の設置基準を満たしています。

- ・むし歯や歯周病予防のための PMTC/OHI(専門的な歯のクリーニング)やフッ素塗布を保険適用で提供しています。
- ・歯科疾患の重症化予防や高齢者対応に関する研修を受けた歯科医師が在籍しています。

以上